

事業用自動車の保有車両数が 300両未満のトラック事業者の皆様へ

自動車運送事業における

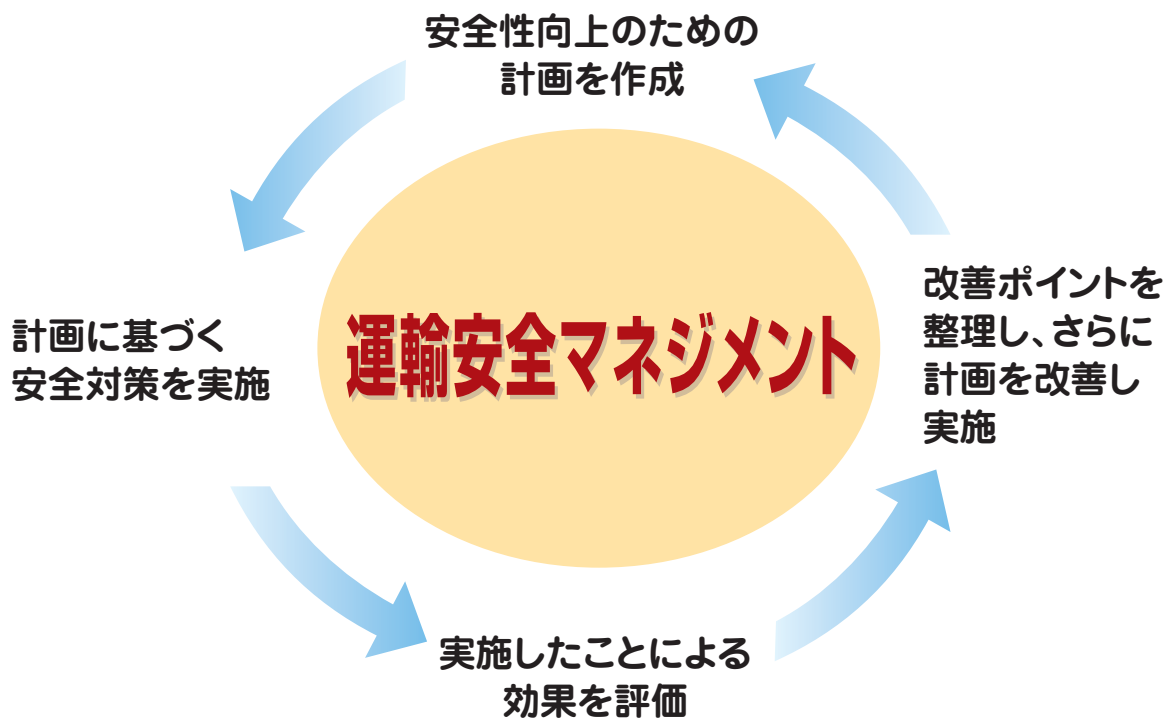
運輸安全マネジメント の取り組みについて



 国土交通省 自動車交通局

 社団法人 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



すべての事業者が安全対策に取り組み 輸送の安全のレベルアップを図ります

平成18年10月から貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が施行され、トラック事業者の経営トップから現場の運転者まで一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」が導入されています。すべての事業者が安全性向上のための計画を作成して実施し、その効果を評価し、改善ポイントを整理しさらに改善計画を実施するという取り組みを行い、常に輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

平成19年1月からは保有車両数300両以上の事業者への評価が実施されており、平成19年4月からは300両未満の事業者へも監査等の際に経営者の安全に対する取り組みに明らかに問題があると認められる事業者等に対して評価が実施されます。

パンフレットでは、300両未満の事業者においても取り組まなければならない具体的な運輸安全マネジメントの実施方法について事例を交え紹介いたします。

平成18年10月1日より、すべての自動車運送事業者の皆さんは**運輸安全マネジメント**を実施し、輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

法律で安全管理規程等の作成義務がない事業者のみなさんにおいても同様です。

こうした事業者の皆さんにおかれましては、以下の事例を参考に、**運輸安全マネジメント**に積極的に取り組んで頂き、安全性の更なる確保を図るようお願いします。

1

経営者の皆さんは、輸送の安全が第一であることを常に考え、事故防止のための安全方針を作り、率先して会社内に広めましょう。

安全方針としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全は最大の顧客満足」
- ・「安全は業務の基本動作」
- ・「無理な運行は しない させない」 等

会社内へ広める方法としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・社内、営業所内へ掲示する。
- ・点呼の際に唱和する。
- ・安全方針を記載したカードを作成し、全社員が携行する。 等

2

経営者の皆さんは、安全方針に基づいて、事故防止のための目標や計画を作りましょう。

目標としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・「今年度、人身事故をゼロに!」
- ・「飲酒運転、速度超過の撲滅!」
- ・「社内全員がゴールド免許を保有しよう!」 等

計画としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・「出庫時の対面点呼実施計画」
- ・「ヒヤリハット情報の報告会実施計画」
- ・「▲▲講習の受講計画」 等

目標や計画は、短期的に達成できるもの、長期にわたり取り組んでいくもの等、いくつ定めても構わないものですが、実現不可能なものとならないよう自社の実状に応じて作成することが大切です。

3

経営者の皆さんは、現場の方々と話す場を率先して設け、安全に関する意見等に耳を傾けることにより、安全上の問題点を把握しましょう。

現場の方々との会話の場として、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・定期的に営業所において運転者等との輸送の安全に関する意見交換会等を開催する。
- ・社長自ら定期的に添乗を行う。
- ・定期的にドライバーとの個人面談を行う。 等

従業員から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないか考えることが必要です。

安全上の問題点としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・安全運行に関するドライバーの意識が不十分。
- ・ヒヤリ・ハット情報が数多いにもかかわらず、これらの情報を共有していないため、同じ過ちを繰り返している。
- ・研修等を計画的に実施していないため、ドライバーの法令知識が不十分。 等

4

安全上の問題点があった場合には、改善を図っていきましょう。

問題点を改善する方法は、その内容によって各社様々であると思いますが、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ・ドライバーの安全運行への意識や法令知識が低い場合の改善方法
→対面点呼を確実に実施することによる安全意識の啓発。
関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。 等
- ・ヒヤリ・ハット情報の共有がなされていない場合の改善方法
→ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。
ヒヤリ・ハット情報の掲示板等の作成。 等

改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させて実施していくことが必要です。

これまで示した上記の取り組みは、あくまでも参考事例です。

皆さんが**運輸安全マネジメント**を確実に進めていくためには、**① から ④ までの流れ**に応じ、各社の実状を踏まえた独自の取り組みを行うことが大切です。

様式の記載要領

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施し、周知徹底させましょう。

A 毎年度等、下記の具体的な取組方を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

●わが社の事故防止のための安全方針

- ・社長は安全委員会などを設置し、自社独自の「安全方針」を定めます。

●社内への周知方法

- ・「安全方針」が決まったら、従業員に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

●安全方針に基づく目標（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

- ・「安全方針」の周知後、従業員の意見も取り入れた「安全目標」を定めます。
- ・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう具体的に定めるとともに、その安全目標を従業員にも認識させます。
- ・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・安全計画」へ活かします。

●目標達成のための計画（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

- ・「安全目標」を達成するための従業員教育や車両の安全対策、安全運行のための「安全計画」を立てます。

●わが社における安全に関する情報交換方法

- ・社長は従業員と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。

●わが社の安全に関する反省事項（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

- ・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

●反省事項に対する改善方法（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

- ・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

様式の記載例

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、経営者が中心となり全社一丸となって実施してください。

1 参照

●わが社の事故防止のための安全方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

●社内への周知方法

- ・「安全方針」を従業員に配布するとともに社内及び営業所等に掲示する。
- ・点呼の際に唱和することを習慣化する。

2 参照

●安全方針に基づく目標

平成19年度の安全目標

- ・「人身事故ゼロを貫徹しよう！」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

●目標達成のための計画

平成19年度の安全計画

- ・安全教育計画：ヒヤリハット情報の報告会を計画する。安全運転講習の受講を計画する。
- ・安全車両投資計画：デジタルタコグラフを計画的に導入する。

3 参照

●わが社における安全に関する情報交換方法

- ・定期的に輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。

3 参照

●わが社の安全に関する反省事項

- ・平成19年度の内部チェックは19年10月を予定。問題点等の結果は後日、社内及び営業所等に掲示する。

4 参照

●反省事項に対する改善方法

- ・平成19年度の内部チェックにより把握した問題点の改善方法を、後日、社内及び営業所等に掲示する。

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

●わが社の安全に関する目標達成状況（〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載）

- ・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

●わが社の事故に関する情報（〇〇年度もしくは〇〇期等の重大事故発生状況を記載）

- ・社長は社内発生した事故に関する統計資料を作成するとともに、事故の統計資料のうち自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

●わが社の安全に関する目標達成状況

(例) 〇〇年度	目標	結果	目標達成状況
	人身事故0件	人身事故3件	目標達成できず
	酒気帯び運転、速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

●わが社の事故に関する情報

(例) 〇〇年度	重大事故発生件数	2件
	事故の種類	衝突2件
	衝突の状態	側面衝突1件（重傷者1名） 追突1件（重傷者1名）

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

～運輸安全マネジメントの円滑な実施がなされるよう、以下の様式を用意しました～



これまでに示した取組事例を参考に、自社の実状に応じた具体的な取り組みをご検討いただき、様式に記載の上、社内及び営業所内への掲示等を行い、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを進められるようお願いいたします。

A

毎年度等、下記の具体的な取組方を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立てたときに掲示し直します。

● **わが社の事故防止のための安全方針**

● **社内への周知方法**

● **安全方針に基づく目標**（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● **目標達成のための計画**（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● **わが社における安全に関する情報交換方法**

● **わが社の安全に関する反省事項**（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● **反省事項に対する改善方法**（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● **わが社の安全に関する目標達成状況**（〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載）

● **わが社の事故に関する情報**（〇〇年度もしくは〇〇期等の重大事故発生状況を記載）

（注） 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等（写）、改善報告書（写）を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

運輸安全マネジメント等の根拠規定

貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業輸送安全規則
（輸送の安全性の向上） 第15条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 （一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第24条の3 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	（輸送の安全） 第2条の2 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 （一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第2条の8 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国土交通省	自動車交通局貨物課	☎03-5253-8576
北海道運輸局	自動車交通部	☎011-290-2743
東北運輸局	自動車交通部	☎022-791-7531
北陸信越運輸局	自動車交通部	☎025-244-7579
関東運輸局	自動車交通部	☎045-211-7248
中部運輸局	自動車交通部	☎052-952-8037

近畿運輸局	自動車交通部	☎06-6949-6447
中国運輸局	自動車交通部	☎082-228-3438
四国運輸局	自動車交通部	☎087-835-6365
九州運輸局	自動車交通部	☎092-472-2528
沖縄総合事務局	運輸部	☎098-866-0061

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み



毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

● わが社の事故防止のための安全方針

● 社内への周知方法

● 安全方針に基づく目標

● 目標達成のための計画

● わが社における安全に関する情報交換方法

● わが社の安全に関する反省事項

● 反省事項に対する改善方法



毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

● わが社の事故に関する情報

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

日付： 年 月 日

会社名

代表者名